

平成24年5月

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-16-11

株式会社メイション 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦 亅

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-9259)

## 再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成23年4月25日付申入書に対し、貴社は、平成23年5月25日付回答書において、「折しも約款等の見直しを検討していたところ」と回答されました。

その後、貴社におかれましては、損害賠償予定額の減額や、貴社に重過失等があった場合における損害賠償責任の一部免除を不許可とするなど、当法人の指摘に沿った形での改訂を行っていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

もともと、貴社がかかる見直しを経て現在使用されております平成23年10月13日付拳式披露宴利用規約ですが、消費者保護の観点から、依然として不十分な点がございまして、その内容をふまえて、消費者保護及び救済の観点から、再度別紙のとおり申入れ及び問い合わせをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成24年6月末日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容は適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

## お問い合わせ及び申入れ事項

### 第1 申入れ事項

#### 1 ホームページの表示について

「スマ婚」ページ (<http://smakon.com/>) におけるサービス料金に関する下記表示につき、次のとおり申し入れします。

「日本の結婚式は、高すぎました。」

「自己資金16.8万円のヒミツ」

「従来と同じクオリティの挙式+披露宴を約半額に抑えた」

「従来の結婚式総費用を約半額に！」

『「スマ婚」なら従来の結婚式総費用の約半額で結婚式が行える』

「スマ婚どうしてこんなに安くなるの？」等

#### (1) 再申入れの趣旨

貴社の運営するサービス「スマ婚」システムを利用すれば、あたかも通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのような表示を停止してください。

#### (2) 再申入れの理由

貴社の改訂によっても、依然として、なぜ総費用が従来の結婚披露宴にかかる費用の半額で済むのかについては、未だ合理的な説明はなされていません。

景表法4条1項2号は、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」の表示を禁じています。

貴社は、上記のように、「スマ婚」ページ (<http://smakon.com/>) において、「スマ婚」システムを利用すれば、通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのような表示を行っていますが、これは景表法4条1項2号に該当する不当表示といわざるをえません。

まず、「スマ婚」ページ (<http://smakon.com/>) においては、「スマ婚」シ

システムを利用すれば、従来の結婚式よりも費用が安くすむとの表示がなされていますが、価格を比較するためには、その前提となるサービス内容が明らかとなっていないければなりません。すなわち、従来の結婚式が想定するサービス内容、「スマ婚」システムを利用した場合のサービス内容、いずれのサービス内容も具体的に明らかとされて初めて、消費者において合理的に価格の比較を行いうるのです。ところが、「スマ婚」ページ(<http://smakon.com/>)においては、いずれのサービス内容も具体的に明らかとなっていないにもかかわらず、抽象的に、「スマ婚」システムの費用の安さが強調されております。これでは、「スマ婚」システムを利用した一般消費者が、その期待に反して、従来の結婚披露宴よりクオリティが下がってしまったとの不満を抱きかねません。もとより、役務の内容が異なるものの販売価格を比較に用いている場合には、それだけで不当表示に該当するおそれがあります（平成12年6月30日公正取引委員会制定〔平成18年1月4日改訂〕「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」参照）し、そもそも、結婚式自体、一般消費者にとって未経験かつ高額なものであるのが通常ですから、その価格表示はその他の取引と比べて慎重に行うべきですし、「スマ婚」システムを利用した方が、同種のサービス内容を前提とする従来の結婚式よりも、本当に著しく費用が安くなるかについても、下記のとおり疑問ですから、「スマ婚」ページ(<http://smakon.com/>)における上記表示が、一般に許容される誇張の限度を超えて、役務の選択に影響を与えるような内容であることは明らかといえます。

ここで価格についての貴社の主張をみると、貴社ホームページによれば、総費用が半額で済む理由として、①薄利多売、②豪華な自社披露宴会場を作っていない、③不要な中間マージンをもらっていない、④見積もりを上げるためのセールス禁止(<http://smakon.com/why/index.html>)、の4点、及び⑤専属指定業者から価格競争へ（自由競争原理の持ち込み）等を挙げています。

しかしながら、上記①ないし⑤の理由は、いずれも説得性に欠けます。

まず、①薄利多売との点ですが、貴社がプロデュースする結婚披露宴について、本当に「会場＋貴社」の利益が薄いのか、その真実は全く明らかとなっていない。常識的に考えれば、会場とて貴社とて利益を上げなければならぬ以上、「スマ婚」システムは、会場のみが利益を上げればよい通常の結婚披露宴と比べて厚利となると考えるのが素直です。

また、②豪華な自社披露宴会場を作っていない点ですが、そうだとすると何ゆえに結婚費用が抑えられるのか、判然としません。例えば、自社物

件の一室内で行われる宴会と、他社物件の一室をレンタルして行われる宴会とでは、後者の方が宴会にかかる総費用が高額になるのは自明です。

さらに、③不要な中間マージンをもらっていないとの点ですが、スマ婚方式を採用して結婚披露宴をおこなう場合に、装花代、写真代、ムービー代、衣装代、引き出物代及びキャンドル代その他全てのアイテムについて、会場も貴社も、中間マージンを一切廃除しているのか、明らかになっていません。会場が、自社プロデュースの場合には中間マージン（持込代を含む）を取得し、貴社がプロデュースする場合にのみ中間マージン（持込代を含む）を廃除する理由も、全く理解できません。

加えて、④見積もりを釣り上げるためのセールス禁止という点につきましても、「ブライダル業界では申し込み時の見積もりは安価にし、打ち合わせを重ねるごとに費用を上乗せし、最終的には見積もりを約100～150万円も上げる手法が一般的に行われています。」など、あたかも、会場側が不必要なサービスを勧め、最終金額を膨らませているかのような記載がみられますが、そもそもこの前提が正しいのかどうか、判然としません。一大イベントである結婚披露宴について、新郎新婦が、会場側と入念に打ち合わせをし、オプションサービスの説明を受け、その結果、納得の上でオプションサービスを追加したのであれば、100～150万円の上乗せも無駄ではないはずです。新郎新婦にとって意味のあるオプションサービスであれば、スマ婚方式においても、かかるオプションサービスの実施を前提として、総費用を半額に抑えなければなりません。有意義なオプションサービスを削ることによって総費用が半額近くになったとしても、これをスマ婚によるメリットとはいえません。本当に無駄なのか、検証が必要でしょう。

最後に、⑤専属指定業者から価格競争へ（自由競争原理の持ち込み）、という点についても、最近では、会場側において、花屋や写真屋などについて、新郎新婦に選択の余地を与えているケースも見られ、必ずしも「スマ婚」のみが価格競争させているわけではありません。しかも、仮に、「スマ婚」で選びうる花屋が、会場側の用意した花屋より安価だったとしても、会場側の花屋と同じクオリティで装花サービスを行っているかどうか、全く明らかになっていません。

以上、上記①ないし⑤の理由によっても、「スマ婚」が、従来の結婚披露宴と比べて、質を下げることなく、価格のみ約半額で行いうるとは到底思われません。

したがって、「スマ婚」のホームページにおける結婚総費用に関する上記

表示は、役務の価格につき、同種の役務を供給している他の事業者よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される不当な表示（景表法4条1項2号、同法10条2号）に該当するものといわざるをえません。

つきましては、景表法10条2号にもとづき、メイシヨンの結婚総費用が、あたかも標準的な結婚総費用と比較して著しく低廉であるかのような表示を停止し、一般消費者が役務提供の対価の相当性について誤認なく検討できるよう、従来の結婚披露宴のサービス内容と「スマ婚」システムを利用した場合のサービス内容を具体的に明らかにするよう申し入れます。

## 2 挙式披露宴利用規約の条項について

貴社が使用している挙式披露宴利用規約（ただし、平成23年10月13日版）につき、次のとおり申入れます。

### (1) 第12条【完全履行とみなす場合】について

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとみなし、甲は料金全額の支払義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

#### ① 略

②乙の責めに帰すべき事由なく挙式披露宴の開始時間が遅延し、「進行表」に定められたサービス及び提供される飲食物の一部または全部が変更あるいは省略されたとき

#### ③ 略

#### ア 再申入れの趣旨

同条②号の「乙の責めに帰すべき事由なく」との文言を、「甲の責めに帰すべき事由により」との文言に変更するか、同号を削除してください。

#### イ 再申入れの理由

(ア) 民法536条1項によれば、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない」とされています。

そうとすれば、「乙の責め」にも「甲の責め」にも帰すべき事由がないのに、貴社がサービス提供債務を履行することができなくなったとき

は、債務者である貴社は、反対給付を受ける権利、すなわち利用者から代金の支払を受ける権利を失うこととなります（危険負担における債務者主義の原則）。

(イ) しかるに、本条②号は、「乙（貴社）の責めに帰すべき事由なく」貴社が債務を履行することができない場合に、甲（利用者）の代金支払義務が残存すると定めるものですから、民法536条1項の原則を覆し、同人の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条の違反し無効です。それゆえ、本条②号を削除するか、もしくは利用者の債務不履行による場合のみに適用される旨明確に定めることを求める次第です。

## (2) 第13条【不可抗力】について

1 甲及び乙は、以下に定める不可抗力その他甲乙の責めに帰すべからざる事由により、挙式披露宴の安全かつ円滑な実施が不能となったときは、その責めを負わないものとします。

①ないし⑦ 略

⑧ストライキ及び労働争議

⑨官公署による命令

⑩サービス事業者の事業縮小・廃止に伴う会場の閉鎖

⑪ 略

2 略

### ア 再申入れの趣旨

本条第1項⑧ないし⑩号を削除するか、乙の責めによらないものであることを併記してください。

### イ 再申入れの理由

⑧ないし⑩の事由は、真に「不可抗力」といえるのか、疑問なしとしない事由です。

そうとすれば、同各事由は、消費者契約法3条1項が要求する文言の明確性・平易性を欠くものといわざるを得ず、消費者をして誤解せしめる恐れのある文

言といえます。ゆえに、本条⑧号ないし⑩号につき、乙の責めによらないものであることを併記するか、もしくは削除を求める次第です。

(3) 第16条【契約の解除】について

- 1 略
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して催告することなく本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約を解除することができるものとします。
  - ①契約書及びお客様情報の記載事項につき虚偽の記載等が認められる場合
  - ② 略
  - ③ 略
  - ④挙式披露宴において違法行為や危険行為（未成年者による飲酒，騒乱，過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなった場合
  - ⑤正当な理由なく、甲が契約書及び利用規約に違反したとき
  - ⑥乙と契約を締結する以前に、甲が乙以外の事業者と挙式披露宴に関する契約を締結（予約を含む）していたことがあるにもかかわらず、甲がその申告をせず、後日その事実が判明した場合
  - ⑦その他、乙が本契約の継続及び挙式披露宴開催が適当でないと認めた場合
- 3 略
- 4 乙が前2項の規定に基づき契約を解除したときは、本件契約第4条に定めるキャンセル料に相当する額の違約金を甲に請求できるものとします。

ア 再申入れの趣旨

本条第2項①号，④号ないし⑦号及び本条第3項を削除し，4項については，貴社に生ずべき平均的損害の額を超えないよう見直しをしてください。

イ 再申入れの理由

(ア) 民法上，双務契約を解除するにあたっては，債務不履行の事実が必要とされるのが原則です（民法第2章第1節第3款参照）。

この点，貴社と利用者との間の契約を委任契約と解すれば，原則として当事者双方はいつでも解除することが可能ですが，本契約は，結婚という重要なイベントを行う利用者にとって，貴社の手段債務ではなく結

果債務を求めるものといえますから、契約の解除の点については、本契約は請負の性質を有するものといえます。

そうとすれば、債務不履行以外の理由をもって解除を認める本条第2項の規定は、事業者を予定した第②号を除き、利用者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に違反し無効であると思われる。

また、実質的にみても、①号については、些細な虚偽記載であっても一切認められず、解除原因とされてしまうのは不合理ですし、④号については、再考を促せばそれで足りるものと思われますし、⑤号については、民法上、債務不履行解除にあたっては、相当の期間を定めた催告が必要であるのが原則（541条）であるところ、無催告解除を認める点、前述した結婚披露宴の重要性に鑑みれば、消費者契約法10条に違反すると思料されますし、⑥号については、同号記載の事実をもって、何故解除が認められるのか、趣旨が不明ですし、⑦号についても、貴社の恣意的な運用の危険を内包するものといえます。

- (イ) 本条第4項については、契約書第4項で先に検討したとおり、消費者契約法9条1号の「平均的損害」を超えるキャンセル料の定めとして無効となる部分があることは明らかですので、是正を求める次第です。

#### (4) 第23条【合意管轄】について

本件契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にします。

##### ア 再申入れの趣旨

本条を削除してください。

##### イ 再申入れの理由

本条は、貴社と利用者との契約に関する紛争につき、貴社の本店所在地を管轄する裁判所たる東京地方（簡易）裁判所を管轄裁判所とするものです。

しかしながら、貴社は、東京の他、大阪、名古屋、横浜等にも支店を有するため、利用者は日本全国にわたり存在する可能性があります。このような利用



者らが、必ず東京で訴訟を行わなければならないとすると、貴社の得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものとなります。他方、貴社としては、主要都市に支店が存在すること、全国で紛争が起こり得ることも予めある程度は想定済みと推測されることなどから、消費者の被る不利益に比して、貴社が日本全国で訴訟を行わなければならない不利益は小さいものといえます。

したがって、本条が付加的合意を定めるにすぎないのであれば格別、専属管轄を定めるものであれば、利用者の利益を一方的に害し、消費者契約法10条に違反し無効であるといわざるをえません。

## 第2 問い合わせ事項

### 1 挙式披露宴契約書の契約条項について

貴社が使用している挙式披露宴契約書の契約条項のうち、第4条につき、次のとおり問合せします。

#### 第4条【中途解約】

1 甲は、本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約のすべてを甲の都合で解約をする場合、連帯してキャンセル料を乙に支払うものとしします。なお、詳細は利用規約をご確認ください。

2 キャンセル料の額は下記のとおりです。

##### 【キャンセル料一覧】

契約締結日～スマ婚パック代金ご入金日まで（契約締結日より1週間以内）	3万円
スマ婚パック代金ご入金日～180日前まで	スマ婚パック代金の半額（お内金のある会場の場合はお内金も別途かかります※i）
179日前～150日前まで	スマ婚パック代金の全額・及びお見積額の5%（お内金のある会場の場合はお内金も別途かかります※i）
149日目以降120日目まで	スマ婚パック代金の全額・及びお見積額の10%（お内金のある会場の場合はお内金も別途かかります※i）
119日目以降90日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の20%（お内金のある会場の場合はお内金も別途か

	かります※ i)
89日目以降60日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の30% (お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※ i)
59日目以降30日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の40% (お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※ i)
29日目以降10日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の45% (お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※ i)
9日目以降前々日まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の50% (お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※ i)
前日・当日	スマ婚パック代金の全額・お見積額の全額

※ i お内金が発生する会場

お内金 20万 名古屋観光ホテル ・ ヒルトン名古屋 ・ ウェディングレスト  
ラン アンジュ

10万 名古屋東急ホテル ・ キャッスルプラザ ・ ゼブレ ・ ラ・  
メゾンブランシュ 覚王山 ・ THE HAKUAKAN ・ C  
lub H ・ TRESOR APEONY

ii キャンセル料は解約申出日を基準として最も新しい見積書を基に決定され  
ます。

iii すでに発注・その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴  
いたします。

(1) お問い合わせの趣旨

ア 貴社と各会場間の契約において、事前解約の場合の違約金はどのような定  
めになっているかについてご回答ください。

イ 消費者の事前解約に伴い、貴社に発生する類型的損害を可能な限り具体的  
にご回答ください。

(2) お問い合わせの理由

ア 利用者による取消（キャンセル）の場合の取消料（キャンセル料）を定め

る本条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたりますので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者にキャンセル料を負担させることになる部分は無効となります。

そして、事業者である貴社と各会場との契約における事前解約時の違約金の定めが、一般消費者と各会場間におけるそれと同額であるとは思われません。そうだとすると、一般消費者と各会場間における違約金と比べて、ほぼ同額の定めを置く本条項は、「平均的損害」を超える疑いが強く、ゆえに上記第2. 1 (1) の回答を求める次第です。

イ また、「平均的損害」超過の有無・程度を判断するにあたって、消費者の事前解約に伴い貴社に発生する類型的損害を把握することが必要ですので、上記第2. 1 (2) の回答を求める次第です。

## 2 挙式披露宴利用規約の条項について

貴社が使用している挙式披露宴利用規約（ただし、平成23年10月13日版）につき、次のとおり問合せします。

### (1) 第6条【予約人数の確定】について

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 甲は挙式披露宴開催の21日前までに確定した予約人数を乙に通知します。乙は通知を受けた後、会場に対して最終の開催確定通知（以下「確定通知」という）を行います。                     |
| 2 | 略  |
| 3 | 確定通知後の予約人数の変更はできません。また、挙式披露宴に欠席者が出た場合でも、引き出物、料理等すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を甲にお支払いいただきます。 |
| 4 | 略  |

### ア お問い合わせの趣旨

①本条第1項及び第3項における「確定通知」の内容、②仮に挙式予定日の60日前に「確定通知」を送ったとして、その後すぐに人数が減り、貴社にその旨を伝えた場合でも、利用者は予約人数の変更ができないのか否か、③そもそも、貴社と事業者との間では、いつまでに人数を最終確定しなければならないとされているのか、④挙式披露宴予定日の3週間以上も前までに

人数の確定をしなければならない理由につき、各ご回答ください。

イ お問い合わせの理由

第3項の記載によれば、同条項は、違約金ないし損害賠償額の予定額を定めたものと解されますので、消費者契約法9条1号違反を検討するにあたり、「確定通知」の内容及びその後の人数減の場合の運用が明らかとされる必要があるため、ご回答を求める次第です。

(2) 第7条【開催日時・バンケット・挙式スタイルの変更】について

- 1 甲は、挙式披露宴の開催日時・バンケット・挙式スタイルを変更したい場合、所定の変更手数料を甲が支払うことを条件に、開催日時・バンケット・挙式スタイルの変更をすることができます。但し、すでに決定している会場、司会者その他のサービスを提供する事業者（以下、「サービス事業者」という）の都合によりその変更に応じることができない場合があります。その際、会場・サービス内容・サービス事業者の変更を要しますので、甲にその旨ご了承くださいます。
- 2 略
- 3 略
- 4 変更手数料は下記のとおりです。

契約締結日～お申込金ご入金日まで	変更料無料
スマ婚パックご入金日～90日前まで	5万円＋会場への変更手数料並びに印刷物等の実費（お内金のある会場の場合はお内金も別途かかります）
開催89日前～30日前日まで	15万円＋会場への変更手数料並びに印刷物等の実費（お内金のある会場の場合はお内金も別途かかります）
開催29日前～開催当日	20万円＋会場への変更手数料並びに印刷物等の実費（お内金のある会場の場合はお内金も別途かかります）

- 注) i 手数料の額は、開催日変更の申し入れが乙に到達した日を基準とします。  
ii サービス事業者の変更手数料の額は各サービス事業者の規定によります。

ア お問い合わせの趣旨

- (ア) 会場ごとの変更手数料は、契約時、予め消費者に表示されるのか否かをご回答ください。
- (イ) 貴社と各会場間の契約において、日時・バンケット・挙式スタイル変更の場合の各変更手数料（違約金）はどのような定めになっているかについてご回答ください。
- (ウ) 解約ではなく、単なる日時等の変更であるにもかかわらず、変更手数料の他に5万円ないし20万円を要求しておられますが、日時等の変更の場合に貴社がなすべき一般的な行為につき、その内容をご回答ください。

#### イ お問い合わせの理由

- (ア) 変更手数料の定めと消費者契約法9条1号

利用者による開催日時等の変更の場合の変更料を定める本条項は、開催日時・バンケット・挙式スタイルを変更するにあたり、当初日時がキャンセルしたものとされ、そのキャンセル料を定めたものと評価できます。なぜなら、貴社と利用者との間の挙式披露宴契約は、その開催日時・バンケット・挙式スタイルがいずれも重要な要素となるものですから、日時やバンケット、挙式スタイルいずれかが変更された場合、当初の契約と別の契約が締結されたと解さざるを得ないからです。

そうとすると、当該変更料を定めた同条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたりますので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に変更料を負担させることになる部分は無効となります。

- (イ) ここで本条項をみると、解約したわけではなく、日にちや宴会、挙式形式の変更をただけなのに、再度、貴社から5万円ないし20万円の固定金を徴収される理由が判然としません。単なる日時や宴会、挙式スタイルの変更の場合、貴社には、5万円ないし20万円相当の平均的損害が発生していないはずです。

そうだとすると、5万円ないし20万円の違約金の定めは、平均的損害を超えるものとして、消費者契約法9条1号により無効となるおそれがあります。

ゆえに、上記第3.2(1)ウのご回答を求める次第です。

- (ウ) また、事業者である貴社と各会場との契約における日時等変更時の

利用者による会場変更の場合の変更料を定める本条項は、開催日時・バンケット・挙式スタイルを変更するにあたり、当初日時がキャンセルしたものとされ、そのキャンセル料を定めたものと評価できます。なぜなら、貴社と利用者との間の挙式披露宴契約は、その開催する会場が重要な要素となるものですから、会場が変更された場合、当初の契約と別の契約が締結されたと解さざるを得ないからです。

そうとすると、当該変更料を定めた同条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたりますので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に変更料を負担させることになる部分は無効となります。

- (イ) ここで本条項をみると、会場が変更された場合に貴社がなすべき行為が全く明らかとなっておらず、5万円ないし20万円相当の平均的損害が発生する根拠が不明です。

そうだとすると、5万円ないし20万円の違約金の定めは、場合によっては平均的損害を超えるものとして、消費者契約法9条1号により無効となる可能性があります。

ゆえに、上記第3.3(1)ウのご回答を求める次第です。

- (ウ) また、事業者である貴社と各会場との契約における会場変更時の変更手数料(違約金)の定めが、一般消費者と各会場間におけるそれと同額であるとは思われません。そうだとすると、一般消費者と各会場間における違約金と同額の定めを置く本条項は、「平均的損害」を超える疑いが強く、ゆえに上記第3.3(1)イの回答を求める次第です。

- (エ) なお、会場が変更となった場合、バンケット等の変更も伴うことが予想され、その場合、変更手数料が重ねて生じるとすれば、消費者にとって二重の負担となりかねません。

そこで、上記第3.3(1)アの回答を求める次第です。

- (4) 第9条【利用料金の延着及び不足】について

- 1 正当な事由なく本件契約で定める期限内に料金の支払がないもしくは不足額が存する場合、乙は、甲に通知のうえ、甲の挙式披露宴開催のために確保した各サービス及び会場を、その利用を希望する他の者に提供することができるものとします。なお、これに伴う甲の挙式披露宴の会場・開催日時・サービス内容の変更により甲及び甲の関係者に生じた損害については甲の負担とします。
- 2 既に甲の料金等支払期日を徒過している場合において、乙からの催促にもかかわらず、挙式披露宴開催日の3日前までに、なお甲から料金等のお支払いがない場合は挙式披露宴開催日前々日に甲の両名から解約の申し入れがあったものとみなします。
- 3 キャンセル料が前項の支払期日までにお支払いをいただけない場合は、支払期日翌日より支払い済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算して請求いたします。

ア お問い合わせの趣旨

- (ア) 第1項記載の「正当な事由」の詳細及び具体例をご回答下さい。
- (イ) 第3項記載の「キャンセル料」「最終請求額」「前項の支払期日」の具体的内容をご回答下さい。

ア お問い合わせの理由

- (ア) 民法541条によれば、履行遅滞を理由に契約を解除する場合、「相手方が相当の期間を定めてその履行の催告を」した上で、「その期間内に履行がない」ときにはじめて契約の解除をすることができます。

しかしながら、本条第1項は、利用者に履行遅滞の事実があった場合に、貴社において利用者に対する通知をしさえすれば、貴社が利用者に対して提供すべきであった商品及びサービスを他の者に対して提供でき、その上、損害賠償請求できるとするものですから、実質的には、履行遅滞の事実と通知のみを要件として解除を認めたものといえます。

このことにより、利用者は、催告による相当期間内の履行機会を一方的に奪われてしまう結果となります。利用者にとって、挙式や披露宴は、多くの身内や友人を招いて行う盛大な催しであり、支払期日が到来する段階では、既に身内や友人に招待状を送っていますので、利用者が支払期日を失念していた場合に、催告による履行の機会を与えられることなく契約が解除されてしまいますと、利用者は回復不可能かつ甚大な不利益を被ってしまいます。

そうだとすれば、挙式披露宴という重要な催しについて、民法541条の原則に反して無催告解除を認める本条第1項は、利用者の義務を加重し、かつ、同条項記載の「正当な事由」の内容如何によっては、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえますから、消費者契約法10条に違反し無効です。

それゆえ、上記第3.4(1)アの回答を求める次第です。

(イ) そもそも、違約金が発生する時期は、通常、契約を解約した時です。そうとすれば、違約金に対する遅延損害金も、解約時から発生するはずです。

しかるに、本条第3項は、違約金発生時より前から違約金に対する遅延損害金を付するものとも読め、仮にそうだとすると、債務が存在していない状態において遅延損害金を発生させるものですから、民法415条が「債務の本旨に従った履行をしない」ことを遅延損害金発生の要件としていることと比べ、消費者の義務を加重するものとして、消費者契約法10条に抵触するおそれがあります。

また、「キャンセル料」「最終請求額」の内容も一義的に明らかでなく、これらの内容を確定することも、本条が消費者契約法10条に抵触するか否かの判断に必要です（ちなみに、消費者契約法3条1項は、事業者において、契約の内容が消費者にとって明確・平易となるよう配慮すべきとしています。）。

ゆえに、上記第3.4(1)イの回答を求める次第です。

#### (5) 第14条【中途解約】について

- 1 甲の解約の意思確認ができた際に解約が成立します。但し、料金の未払いによるみなし解約の場合を除きます。
- 2 乙はその解約に要するキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、その通知を受けた日から7日以内に、乙に対し連帯してその通知したキャンセル料を支払うものとし、支払方法は乙が本件契約で指定した口座に振り込む方法により行うものとし、支払に要する手数料は甲の負担とします。
- 3 略
- 4 略



ア お問い合わせの趣旨

本条第2項に定める「キャンセル料」の算定根拠及び具体的場合における具体的金額をご回答ください。

イ お問い合わせの理由

本条第2項によれば、中途解約がなされた場合、貴社が恣意的にキャンセル料を定めたうえ、その金額を利用者に通知することで、同人において当通知から7日以内に同金員を貴社に対して支払う義務が生じるものと解されます。

しかしながら、民法の規定によれば、債務不履行や不法行為の場合における損害賠償の金額は、債権者の一方が恣意的に定められるものではなく、立証された損害額についての損害賠償が認められるのが原則です。かかる原則からすると、本条2項の規定は、利用者の義務を著しく加重するものである疑いが強いものですから、本条第2項に定める「キャンセル料」の算定根拠及び具体的場合における具体的金額について、上記第3.7(1)記載のご回答を求める次第です。

以上